

平成 25 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社ケアサービス

(コード 2425: JASDAQ)

代表者の役職名 代表取締役社長 福原 敏雄

問 合 せ 先 専務取締役 大瀧 裕司

電 話 番 号 03-5713-1611

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月23日開催の取締役会において、平成25年6月24日開催予定の第22回 定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1. 定款一部変更の主旨及び目的
  - (1) 今後の事業内容の多様化への対応及び法改正に伴い規定に従った表現に改めるため、 現行定款第2条(目的)につき、事業の目的事項を追加及び一部変更するものであります。
  - (2) 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第8条(単元未満株式についての権利)を新設し、条数の繰り下げ及び附則の変更を行うものであります。なお、現行定款第5条(発行する株式の総数)及び第7条(単元株式数)につきましては、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、平成25年4月26日(金曜日)開催の取締役会において、平成25年7月1日(月曜日)を効力発生日として、発行可能株式総数を28,800株から5,760,000株に変更し、単元株制度を採用して1単元を100株とする旨の定款変更決議をしております。
  - (3) その他、現行定款の表現等の統一及び字句の整備を行うものであります。
- 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の効力発生日(予定)

平成 25 年 6 月 24 日

現 行 定 款	変  更  案			
(目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを 目的とする。 1.~31. (条文省略) 32. 高齢者 <u>専用</u> 賃貸住宅の管理・運営 33.~38. (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	(目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~31. (現行どおり) 32. 高齢者 <u>向け</u> 賃貸住宅の管理・運営33.~38. (現行どおり) 39. 情報提供サービス業40. 広告代理業41. マーケティング業42. (現行どおり)			
(新 設)	(単元未満株式についての権利) 第8条 当会社の単元未満株式を有する株主 は、次の各号に掲げる権利以外の権 利を行使することができない。 1.会社法第189条第2項各号に掲 げる権利 2.会社法第166条第1項の規定に よる請求をする権利 3.株主の有する株式数に応じて募集 株式の割当て及び募集新株予約権			
第 <u>8</u> 条~第 <u>30</u> 条 (条文省略)	<u>の割当てを受ける権利</u> 第 <u>9</u> 条〜第 <u>31</u> 条 (現行どおり) (員 数)			
(第36条より移設)	第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。			
(第37条より移設)	(選 任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって 選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使 することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数をもって行う。			
(第39条より移設)	(任 期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に 終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会終結の時まで とする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠 として選任された監査役の任期は、退 任した監査役の任期の満了する時ま			
第 <u>31</u> 条~第 <u>34</u> 条 (条文省略) (監査役会規程)	<u>でとする。</u> 第 <u>35</u> 条~第 <u>38</u> 条 (現行どおり)			
第35条 監査役会に関する事項は、法令又 は定款に定めるもののほか、監査 役会において定める監査役会規程 による。 (員数)	(第40条へ移設)			
第36条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(第 32 条へ移設)			

	現 行 定 款		変	更	案
(選 任	-)				
第 37 条	監査役は、株主総会の決議によっ			(第 33 条~	~移設)
-	て選任する。				
2	監査役の選任決議は、議決権を行				
,	使することができる株主の議決権				
-	の3分の1以上を有する株主が出				
-	席し、その議決権の過半数をもっ				
-	て行う。				
-	<u>(</u> 条文省略)	笠 20 冬		(現行どお	· // )
第 38 条		第 <u>39</u> 条		(先行とれ	) ) )
<u>(任 期</u>				/ fate	~(· (-)
	監査役の任期は、選任後4年以内			(第 34 条/	~移行)
-	に終了する事業年度のうち最終				
_	のものに関する定時株主総会終				
;	結の時までとする。				
2 1					
	欠として選任された監査役の任期				
-	は、退任した監査役の任期の満了				
-	する時までとする。				
-	りの時よくとりる。	/ EL-木	·/n. 人 49.40 \		
	( total a day 1 10 16 - 11)		<u>役会規程)</u>	_	==== N. A. → N.
	(第 35 条より移設)	第 40 条			写真は、法令又は 1000年
					ほか、監査役会
			において	定める監	査役会規程によ
			<u>る。</u>		
第 40 条~	~第 <u>41</u> 条 (条文省略)	第 <u>41</u> 条~	~第 <u>42</u> 条	(現行ど:	おり)
(会計監	(査人の選任方法)	(選 任)			
第 <u>42</u> 条	 (条文省略)	第 43 条		(現行ど	<b>おり</b> )
第 43 条	(条文省略)	第 44 条		(現行ど	
(報酬等		>10 <u>==</u> >10		()211 0 1	,- , ,
	<u>・</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締			(第 46 条	:へ移設)
	役が監査役会の同意を得て定め			( <del>27</del> 40 x	19以)
<u>-</u>	<u> </u>				
<i>bb</i> : 4 ₹ <i>b</i> 2		KK 1 × K	W 스탠드	Th 公文/II. A	(の油学によって
	当会社は、会社法第426条第1	弗 45 余			きの決議によって
	項の規定により、任務を怠ったこ				査人であった者
	とによる会計監査人(会計監査人				<u> </u>
	であった者を含む。) の <u>損害賠償責</u>				<u>、法令に定める</u>
, -	任を、法令の限度において、取締		要件に該	当する場合	rには、法令に定
3	<u>役会の決議によって</u> 免除すること		める限度の	の範囲内で	免除することが
	ができる。		できる。		
2	当会社は、会社法第427条第1	2	当会社は	、会計監督	査人との間 <u>で</u> 、 <u>会</u>
	項の規定により、会計監査人との				項の賠償責任に
	間に、任務を怠ったことによる損		_		る要件に該当す
	害賠償責任を限定する契約を締結				任を限定する契
	<u> 古</u> 知 順 員 任 を 限 足 り る 关 が を 柿 柏 す る こ と が で き る 。 た だ し 、 当 該				できる。ただし、
	契約に基づく責任の限度額は、法				<u>評価</u> 責任の限度額
	令が規定する額とする。		は、法令な	か規定する	額とする。

現行定款	変
(第 44 条より移設) 第 46 条~第 49 条 (条文省略) 附 則 第 1 条 第 5 条の変更及び第 7 条の新設 並びにこれに伴う条数の繰り下 げは、平成25年 7 月 1 日をもって	(会計監査人の報酬等) 第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役 が監査役会の同意を得て定める。 第 47 条~第 50 条 (現行どおり) 附 則 第 1 条 第 5 条の変更及び第 7 条の新設 <u>並び</u> に第 8 条の新設並びにこれに伴う条 数の繰り下げは、平成25年 7 月 1 日
その効力を生じるものとする。 第2条 前条及び本条の規定は平成25 年7月1日をもってこれを削除す る。	をもってその効力を生じるものとする。 第2条 (現行どおり)

以上